

地区計画の区域内における行為の届出書

※1

令和〇〇年 〇月〇〇日

調布市長 長友 貴樹 様

届出者

住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇〇

氏名 調布 太郎

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-△△△△

※2

※3

都市計画法第 58 条の 2 第 1 項の規定に基づき、

土地の区画形質の変更

建築物の建築又は工作物の建設

建築物等の用途の変更

建築物等の形態又は意匠の変更

木竹の伐採

について、下記により届け出ます。

記

1. 行為の場所

調布市〇〇町〇丁目〇番地〇〇

2. 行為の着手予定日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

3. 行為の完了予定日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

4. 設計又は施行方法

※4

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積 〇〇〇.〇〇㎡		
(2)	(イ) 行為の種類	(建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)		
又は 建築物の 建築 設計の 概要	(ロ)	届出部分	届出以外の部分	合計
	(i) 敷地面積			〇〇〇.〇〇㎡
	(ii) 建築又は建設面積	〇〇〇.〇〇㎡	〇〇〇.〇〇㎡	〇〇〇.〇〇㎡
	(iii) 延べ面積	〇〇〇.〇〇㎡	〇〇〇.〇〇㎡	〇〇〇.〇〇㎡
	(iv) 高さ 地盤面から Δ. Δm	(vi) 用途 一戸建ての住宅		
	(v) 緑化施設の面積 Δ㎡	(vii) 垣又はさくの構造 ◇◇◇◇ 高さ〇.〇〇m		
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積 ㎡	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途	
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容			
(5) 木竹の伐採	伐採面積			㎡

※5

※6

※7

備考

- 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 都市計画法第 12 条の 9 に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次によること。
  - 当該建築物の建築については、(2)(ロ)(iii)延べ面積欄の( )の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
  - 当該建築物の用途の変更については、(2)(ロ)(i)敷地面積の合計欄及び(2)(ロ)(iii)延べ面積の合計欄(同欄中の( )は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄)についても記載すること。
- 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
- 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第 9 条に定める方法により算定すること。

※連絡先 住所： 〇〇区〇〇町〇〇丁目〇番〇〇号  
 氏名： 〇△〇建築設計事務所 担当〇〇  
 TEL： 〇〇〇-〇〇〇-△△△△

※8

(補足説明)

※1 届出書の提出日です。(行為着手30日前までに届出してください。)

※2 申請者名(行為者)を記入してください。

※3 該当する届出内容に○印を記入してください。

なお、通常の管理行為等で次に掲げる行為については、届出の必要はありません。(都市計画法施行令第38条の5)

(1) 土地の区画形質の変更

- ・建築物で仮設のもの、又は工作物で仮設のもの、の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更
- ・既存の建築物等の管理のために必要な土地の区画形質の変更
- ・農林漁業を営むために行う土地の区画形質の変更

(2) 建築物の建築又は工作物の建設

- ・建築物で仮設のもの、又は工作物で仮設のもの、の建設
- ・屋外広告物で表示面積が1㎡以下であり、かつ、高さが3m以下であるものの表示又は掲出のために必要な工作物の建設
- ・水道管、下水道管その他これらに類する工作物で地下に設けるものの建設
- ・建築物の存する敷地内の当該建築物に附属する物干場、建築設備、受信用の空中線系(その支持物を含む。)、旗ざおその他これらに類する工作物の建設
- ・農林漁業を営むために必要な物置、作業小屋その他これらに類する建築物の建築又は工作物の建設

(3) 建築物等の用途の変更

- ・建築物等で仮設のもの、の用途の変更
- ・建築物等の用途を農林漁業を営むために必要な物置、作業小屋その他これらに類する建築物等の用途の変更

(4) 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更

(5) 木竹の伐採

- ・除伐、間伐、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
- ・枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- ・自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
- ・仮植した木竹の伐採
- ・測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

※4 ※1の届出日より30日以降の日付を記入してください。

届出書は、行為の着手の30日前までに届出してください。(都市計画法第58条の2第1項)

※5 該当項目に○をしてください。

※6 設計の概要については、確認申請書等に記入する事項及び建築計画概要書と同一内容としてください。また、添付図面上にも記載してください。

※7 建築物の用途について記入してください。(一戸建ての住宅、共同住宅、事務所併用住宅、事務所兼用住宅)

※8 届出書の修正や適合通知書の発行時における連絡先及び担当者名を記入してください。

なお、連絡先が届出者と同じの場合は届出者の住所等を記入してください。